



平成 25 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 北恵株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 良一
(東証第二部・コード 9872)
問合せ先 経営企画部長 高島 敏治
T E L 06-6251-1161

単元株式数の変更及び定款の一部変更 並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層のさらなる拡大を図るとともに全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、売買単位の引き下げを行なうものであります。

なお、平成 25 年 9 月 4 日時点の株価をもとに今回の単元株式数の引き下げが行われた場合、東京証券取引所の企業行動規範「望ましい投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満)」を下回ることとなりますが、当社としては今後も引き続き業績向上に努め、当該水準を満たせるように努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(ご参考)

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附 則 <u>第8条の変更は、平成25年10月1日から効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は第8条の変更の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力の発生日

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

3. 株主優待制度の一部変更について

当社は従来より株主優待制度として、毎年 11 月 20 日(期末日)現在の株主名簿に記載された、1 単元 (1,000 株) 以上保有の株主様に対し、年 1 回郵便局の選べるギフト「鳥」(3,000 円相当)を贈呈させていただいておりましたが、上記単元株式数の変更に伴い、平成 25 年 11 月 20 日(期末日)以降の株主優待制度につきましては、10 単元 (1,000 株) 以上保有されている株主様を対象とさせていただくことに変更いたします。

以 上